省　令

○農林水産省令第八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）及び農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百四十六号）の施行に伴い、並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項、第三条第二項及び第四項並びに第四条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十一号）第一条及び第二条並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条第一項及び第三十三条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（生産条件不利補正対象農産物の要件）

第一条　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げる生産条件不利補正対象農産物（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する生産条件不利補正対象農産物をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　麦　種子又は麦芽の原料として使用されるもの（春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限る。）であること。

二　大豆　種子として使用されるもの又は黒大豆以外のものであること。

三　てん菜　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号。以下「価格調整法」という。）第二十一条の国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる価格調整法第二条第二項に規定する国内産糖の製造の用に供されるものであって、価格調整法第十九条第一項に規定する指定地域の区域内において生産されるものであること。

四　でん粉の製造の用に供するばれいしょ　価格調整法第三十五条の国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる価格調整法第二条第六項に規定する国内産いもでん粉の製造の用に供されるものであって、価格調整法第三十三条第一項に規定する指定地域の区域内において生産されるものであること。

五　そば　種子として使用されるもの以外のものであること。

六　菜種　食用植物油脂の製造の用に供されるものであること。

第三条を削る。

第二条第一項中「第二条第二項第一号ロ」を「第二条第四項第一号ハ」に、「基盤強化法第二十三条」を「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「基盤強化法」という。）第二十三条」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること。

二　農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること。

第二条第二項を削り、同条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（収入減少影響緩和対象農産物の要件）

第二条　令第二条の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物（法第二条第三項に規定する収入減少影響緩和対象農産物をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　米穀　種子として使用されるもの以外のもの（陸稲に係る米穀以外の米穀にあっては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。）第五条第一項の認定に係る同項に規定する生産調整方針（以下「生産調整方針」という。）に従って対象農業者（法第二条第四項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）に対して交付前年度（法第四条第一項の交付金を交付する年度の前年度をいう。以下同じ。）に設定された食糧法第五条第二項第一号に規定する生産数量目標（以下「生産数量目標」という。）の対象とされたものに限る。）であること。

二　麦　前条第一号に定めるものであること。

三　大豆　前条第二号に定めるものであること。

四　てん菜　前条第三号に定めるものであること。

五　でん粉の製造の用に供するばれいしょ　前条第四号に定めるものであること。

第四条中「第二条第二項第二号」を「第二条第四項第二号」に改める。

第五条中「第二条第二項第三号」を「第二条第四項第三号」に改める。

第六条を次のように改める。

（生産条件不利補正対象農産物の種類別の作付面積）

第六条　法第三条第二項の農林水産省令で定める生産条件不利補正対象農産物の種類別の作付面積は、次の各号に掲げる生産条件不利補正対象農産物の種類に応じ、当該各号に定める面積（権利設定等面積に限る。）とする。

一　麦　対象農業者が生産する麦を需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売するもの又は対象農業者が生産する麦を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該麦をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷するものであって、第一条第一号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積

二　大豆　対象農業者が生産する大豆を需要者に対し販売することを約した契約（当該対象農業者が当該需要者に対し販売することを目的として当該大豆を生産することを当該大豆をは種する前に約した契約に基づき締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売するもの又は対象農業者が生産する大豆を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該大豆をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷するものであって、第一条第二号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積

三　てん菜　第一条第三号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積

四　でん粉の製造の用に供するばれいしょ　第一条第四号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積

五　そば　対象農業者が生産するそばを需要者に対し販売することを約した契約（当該そばをは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売するもの又は対象農業者が生産するそばを委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該そばをは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷するものであって、第一条第五号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積

六　菜種　対象農業者が生産する菜種を需要者に対し販売することを約した契約（当該菜種をは種する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売するもの又は対象農業者が生産する菜種を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該菜種をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するために当該販売者が集荷するものであって、第一条第六号に定める要件に該当するものの生産を行う田又は畑の面積